



いつまでも このまちとともに 民生委員・児童委員



民生委員制度は100年、児童委員制度は70年の
歴史と伝統を有しています

相談内容の
秘密は守ります

地域福祉を
サポートする
身近な相談相手です



令和4年12月1日に、民生委員の一斉改選を行いました。

担当の民生委員・児童委員をお知りになりたい場合は、下記までお問合せください。



こんなことで、 相談したいことはありませんか？

- 高齢者に関すること
 - ・ひとり暮らしで不安なことについて
 - ・介護について
- 障がい児・者に関すること
 - ・外出時の支援について
 - ・障がい者手帳の交付について
- 子どもに関すること
 - ・妊娠、子育てについて
 - ・いじめについて
 - ・虐待について
- その他福祉に関すること
 - ・健康、医療について
 - ・福祉サービスについて
 - ・生活保護の受給について

安心して相談をしていただくため、「宇都宮市民生委員児童委員証」を携帯していますので、訪問を受けた際は、提示を求めています。



【お問い合わせ先】

宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課 企画グループ TEL：632-2919

民生委員・児童委員は 地域における相談・支援のボランティアです

民生委員・児童委員について、身近に感じていただくために、よくある質問をまとめました。



Q1

どんな人が、民生委員・児童委員
になっているの？

⇒ 地域にお住まいで、地域の実情を
良く知り、福祉活動やボランティア
活動などに理解と熱意があるなどの
要件を満たす人です。



Q2

民生委員・児童委員の身分や任期などは
どうなっているの？

⇒ 身分は、厚生労働大臣より委嘱を受け
た、特別職の地方公務員（非常勤）です。
任期は3年で、3年に1度一斉改選を行
っています。
(次回一斉改選：令和7年12月1日)

Q3

民生委員・児童委員はどんな活動をしているの？

⇒ 民生委員・児童委員は、地域にお住まいのみなさんと同じ立場で相談にのり、必要な福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たします。

また、地域住民の一員として、高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っています。



制度のあゆみ

- 1917年「済世顧問制度」岡山県で発足
- 1918年「方面委員制度」大阪府で発足
- 1928年「方面委員制度」全国に普及
- 1946年「民生委員令」公布
※名称が民生委員となる。
- 1947年「児童福祉法」公布
※民生委員は児童委員を兼ねる。
- 1994年「主任児童委員制度」創設
- 2017年「民生委員制度」創設100周年
「児童委員制度」創設70周年



Q4

実際に民生委員・児童委員へ相談
したい、もっと知りたいときは？

⇒ 宇都宮市では、民生委員・児童委員が、
約800人活動しています。
お住まいの地域の民生委員・児童委員
についてお知りになりたい場合は、下記
へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宇都宮市 保健福祉部
保健福祉総務課
企画グループ
TEL：632-2919